

平成23年度 第3回
神戸市都市計画審議会

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方

第2号議案 神戸国際港都建設計画 ごみ焼却場の変更について

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

1. 都市計画案に関する意見	
(1) ごみ焼却場の位置づけ、全体計画について	・・・1
(2) 騒音について	・・・2
(3) 港島クリーンセンターの解体について	・・・2
2. その他の意見	・・・3

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>1. 都市計画案に関する意見</p> <p>(1) ごみ焼却場の位置づけ、全体計画について</p> <p>① 将来のゴミ量を踏まえた廃棄物処理施設のあり方を検討し、市全体の施設整備のあるべき姿を示し、その後に港島クリーンセンターを含む各センターの施設、機能、大まかな能力を示した上で事業化を進めるべきである。</p> <p>② 港島クリーンセンターは大規模改修したばかりと聞いているが、全体の処理施設のあるべき姿を示さずに、新しいクリーンセンターの建設を先行しなければならない理由を説明するべきである。</p> <p>また、苅藻島クリーンセンターなどで処理をしている廃棄物を、港島クリーンセンターに受け入れ処理することなどを明確にして地元説明をするべきである。</p>	<p>① 平成23年2月に改定した「神戸市一般廃棄物処理基本計画」では、処理施設の整備に関し、「低炭素社会に資するクリーンセンターの整備」とともに「将来のごみ量等を踏まえた処理施設の適正配置など、最適な廃棄物処理施設のあり方を検討する」としてしています。</p> <p>ポートアイランドクリーンセンターの施設規模に関しては、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に掲げのごみの減量・資源化目標を踏まえ、将来のごみ量や既存施設の焼却能力等を勘案して600 t/日で計画しています。</p> <p>将来のクリーンセンターの再編については、現在の港島クリーンセンターと苅藻島クリーンセンターを焼却停止し、現在の4クリーンセンター体制を3クリーンセンター体制とすることを計画しています。</p> <p>② クリーンセンターの整備には長期間を要するため、計画的に整備を進める必要があります。</p> <p>現在の港島クリーンセンターは平成28年度末では稼働年数が33年となることから、これに代わるポートアイランドクリーンセンターを整備するものです。</p> <p>なお、港島クリーンセンターの大規模改修工事は5年程度の延命化を目的に平成19年度から平成21年度まで実施しており、それでもなお長期使用に限界があるため、新たなクリーンセンターを整備するものです。</p> <p>説明会の場においても、将来、3クリーンセンター体制とすることを説明しております。苅藻島クリーンセンターは、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づく、将来のごみ減量・資源化の着実な達成を前提として、ポートアイランドクリーンセンターの稼働時期とあわせて焼却停止することを予定しています。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>(2) 騒音について</p> <p>① 騒音に係る被害については、今回、新たに重要な身体面や健康面での公害としてとらえる必要があるとして、騒音の環境基準値が、一概には人の健康を保護するための指針値とならないことを認識した上で、事業による環境影響の可能な限りの回避と低減を主軸とした評価を行うことが必要である。</p>	<p>① 騒音等の環境保全の目標は、「施設の配置などの幅広い環境保全措置により、可能な限り環境影響を回避し又は低減すること」、「環境基本法に基づく環境基準、及び神戸市民の環境をまもる条例に基づく神戸市環境基本計画等の基準又は目標等の維持達成に支障を及ぼすことがないこと」を基本として定めています。</p> <p>評価にあたっては、前者の「可能な限り環境影響を回避又は低減」できているかという観点を第一とし、環境基準値等と比較を行うことに加え、実行可能な範囲内で環境保全措置を講じ、最大限の努力ができているかどうかといった観点に基づいて行いました。</p>
<p>(3) 港島クリーンセンターの解体について</p> <p>① 解体事業に係るアセスが欠落している。居住区に近い焼却炉の解体工事には必須だと思う。跡地利用も含めた住民との意見交換が必要である。</p>	<p>① 港島クリーンセンターは、ポートアイランドクリーンセンターの完成・供用開始後に焼却停止する予定ですが、解体工事の実施時期や工法等の工事計画については、現時点では未定です。</p> <p>焼却炉の解体は、神戸市環境影響評価等に関する条例第2条に掲げる対象事業ではありませんが、解体工事の実施にあたっては粉じんの発生、騒音、振動などによる環境影響の低減に努め、地元の皆様には事前に工事計画、環境保全対策等を説明させていただく予定としています。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>2. その他の意見</p> <p>① 処理対象日量750tを前提としたままで、処理方式検討委員会での議論や結論を総合的環境アセスメント制度の導入を推進する上で有用な事例となるとの見解には、異論がある。 神戸市全体の廃棄物の収集運搬経費を含めた全体の処理コストや、アフターフェニックスを議論し再評価しないと有用な事例となりえないのではないか。</p> <p>② ポートアイランド内で過去に環境影響評価を行った神戸新交通ポートライナー延伸事業に係る事後調査結果を見ていただきたい。 市民は、議事録でしか推測することはできないが、事後調査結果報告で「新規の車両が従来車両に比べて騒音が大きくなっている」、「修景が不十分」などの指摘があったにもかかわらず、結果として環境保全目標を下回っているとのことで、議論が打ち切られている。 この事案を例にして、すでに事後調査を終了してしまった事業であっても、市が事業者となった事業を対象に率先垂範して、アセスの目的でもある環境への影響を最小限にするとの考え方で、関係者が環境保全上、最大限の努力を実施してきたかを再評価し、必要な措置を求めて頂きたい。</p>	<p>環境影響評価実施計画書に対する神戸市環境影響評価審査会からの意見書に対するご意見や環境影響評価制度に対するご意見であり、今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 今後とも、環境への影響を最小限にするなど環境保全に努めてまいります。</p>